

神奈川県がん克服条例の解釈について

神奈川県保健福祉部

平成20年4月

(目的)

第1条 この条例は、がんが県民の疾病による死亡の最大の原因となっており、県民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状にかんがみ、がん対策基本法(平成18年法律第98号)の趣旨を踏まえ、がん克服を目指したがん対策に関し、県、保健医療関係者及び県民の責務を明らかにし、並びにがんの予防、早期発見の推進等について定めることにより、同法第11条第1項に規定する都道府県がん対策推進計画の実効性を確保し、すべての県民が科学的知見に基づく適切ながんに係る医療を受けられるようにするための総合的ながん対策を県民とともに推進することを目的とする。

[趣旨]

本条は、この条例の目的を明らかにしたものである。

[解釈]

- 1 本条例は、がんが県民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状にかんがみ、がん対策基本法(以下「法」という。)の趣旨を踏まえ、がん対策に関し、県、保健医療関係者及び県民の責務を明らかにし、がんの予防、早期発見の推進等について定めることにより、同法第11条第1項に規定する都道府県がん対策推進計画の実効性を確保し、すべての県民が科学的知見に基づく適切ながんに係る医療を受けられるようにするための総合的ながん対策を県民とともに推進することを目的としている。
- 2 法は、「我が国のがん対策がこれまでの取組により進展し、成果を収めてきたものの、なお、がんが国民の生命及び健康に取って重大な問題となっている現状にかんがみ、がん対策の一層の充実を図るため、がん対策に関し、基本理念を定め、関係者の責務を明らかにし、がん対策の推進に関する計画の策定について定め、がん対策の基本となる事項を定めることにより、がん対策を総合的かつ計画的に推進すること」を目的としている。本条例は、この法の趣旨を踏まえ、県が、総合的ながん対策を推進することについて、定めたものである。

[運用]

がん対策基本法（平成18年法律第98号。以下「法」という。）第11条第1項では、都道府県は、同法第9条第1項に規定するがん対策推進基本計画を基本に、当該都道府県におけるがん医療の提供の状況等を踏まえ、都道府県がん対策推進計画を策定しなければならないこととされている。

本県では、法施行前の平成17年3月に、がん克服のための総合的ながん対策の計画である「がんへの挑戦・10か年戦略」を策定したところであるが、法の施行を踏まえ、平成20年3月に、「がんへの挑戦・10か年戦略」を改訂し、法第11条第1項に規定する本県のがん対策推進計画とした。

したがって、本条例は、具体的には、法第11条第1項に基づく都道府県がん対策推進計画である「がんへの挑戦・10か年戦略（改訂計画）」（以下「10か年戦略」という。）の実効性を確保することによって、本県の総合的ながん対策を推進することを目的としたものである。

なお、本条例は、提案理由説明等において、県民の立場に立って10か年戦略を補強、補完し、総合的ながん対策を恒久的に県民とともに推進していくために制定するものであると述べられており、本条の目的規定は、このような条例の理念や趣旨を踏まえたものとなっている。

(県の責務)

第2条 県は、がん対策に関し、国、市町村、医療関係団体、医療機関並びにがん患者及びその家族等で構成される民間団体その他の関係団体との連携を図りつつ、本県の地域の特性に応じたがん対策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、がんに関する正しい理解及び関心を深めるための普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

[趣旨]

本条は、がん対策に関する県の責務について定めたものである。

[解釈]

1 第1項では、国、市町村、医療関係団体、医療機関並びにその他の関係団体との連携を図りつつ、本県の地域特性に応じたがん対策を策定すること及びそれを実施することを、県の責務として定めている。

法第3条では、地方公共団体の責務として、「がん対策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する」ことを規定しているが、本条では、国に加えて、市町村、医療関係団体、医療機関及びその他の関係団体とも連携を図ることを求めている。

2 本項では、「本県の地域特性に応じたがん対策」を策定し、及び実施するとされているが、第1条において、本条例ががん対策基本法の趣旨を踏まえたものであること、法第11条第1項に規定する都道府県がん対策推進計画の実効性の確保を目的とすることが規定されていることから、本項の「本県の地域特性に応じたがん対策」とは、法第11条第1項に規定する都道府県がん対策推進計画であると解される。

3 「がん患者及びその家族等で構成される民間団体その他の関係団体」とは、がん患者やその家族等からなる団体や、がん患者団体を支援する団体、患者やその家族等に対する支援活動を行っている医療関係者等からなる団体などを指すものである。

4 第2項では、県は、がんに関する正しい理解及び関心を深めるため、がんに関する正しい知識や県が実施するがん対策等について、県民への普及啓発その他の必要な施策を県として講ずることについて定めている。

[運用]

第1条の運用において記述したとおり、法第11条第1項に規定する都道府県がん対策推進計画は、本県においては、10か年戦略であることから、本条例に基づく県の責務とは、国、市町村、医療関係団体、医療機関並びにその他の関係団体との連携を図りつつ、10か年戦略を策定し、及び実施することである。

(保健医療関係者の責務)

第3条 がんの予防及び早期発見の推進又はがんに係る医療（以下「がん医療」という。）に従事する者（第11条において「保健医療関係者」という。）は、県が講ずるがん対策に協力するよう努めなければならない。

[趣旨]

本条は、がん対策に関する保健医療関係者の責務を定めたものである。

[解釈]

本条では、県が講ずるがん対策に協力するよう努めることについて、がん予防及び早期発見の推進又はがん医療に従事する者の責務として定めている。

法第5条では、介護保険法第7条第7項に規定する医療保険者について、国及び地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めることを、その責務として規定しているが、本条においては、法第5条の医療保険者のみにとどまらず、「がんの予防及び早期発見の推進又はがん医療に従事する者」として、例えば、がん予防のための普及啓発運動などを行っている関係団体や、がんの早期発見のための検診事業に携わる検診機関等も含めたより広範な関係者について、責務規定を定めている。

[運用]

10か年戦略の推進に当たっては、県民、企業、学校、行政が一体となって10か年戦略を円滑に推進するために、市町村、医療機関、検診機関、健康関連団体、事業者、健康保険組合などから構成される「神奈川がん克服県民会議」を設置し、がん予防や早期発見などの取組みを県民運動として進めている。

本条の「保健医療関係者」のうち主要な団体は、「神奈川がん克服県民会議」の構成団体に含まれており、県民会議の取組み等を通じて、本県のがん対策に対する保健医療関係者との連携協力体制が構築されているところである。

(県民の責務)

第4条 県民は、食生活、喫煙、運動その他の生活習慣、身体に悪影響を及ぼす危険のある生活環境等がんの罹(り)患の直接的又は間接的な要因の排除のための正しい知識を持ち、がんの予防に細心の注意を払うとともに、積極的にがん検診を受けるよう努めなければならない。

[趣旨]

本条は、がん対策に関する県民の責務を定めたものである。

[解釈]

本条では、がんのり患の直接的又は間接的な要因の排除のための正しい知識を持ち、がんの予防に細心の注意を払うこと、積極的にがん検診を受けるよう努めることについて、県民の責務として定めている。

法第6条では、国民の責務として、本条とほぼ同様の趣旨の内容を規定しており、本条においては、その趣旨を踏まえ、「県民」の責務として規定したものである。

[運用]

がんを克服するためには、県をはじめとする行政が、がん予防や適切ながん医療体制の整備などの総合的ながん対策を推進していくことが必要であるが、併せて、県民自らが、自分の健康は自分で守るという考えにたって、食生活をはじめ生活習慣の見直しや積極的な検診の受診に取り組むことも基本である。

このため、10か年戦略では、本条の県民の責務と同様に、県民に期待される役割として、がんの予防のための生活習慣改善やがん検診の積極的な受診に努めることを位置付けている。

(がんの予防及び早期発見の推進)

第5条 県は、食生活、喫煙、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響に関する普及啓発その他のがんの予防に関する施策を講ずるものとする。

2 県は、がんの早期発見に資するよう、がん検診に携わる医療従事者に対する研修の機会の確保その他のがん検診の質の向上等を図るために必要な施策を講ずるとともに、県民のがん検診の受診率の向上に資するよう、がん検診に関する普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

[趣旨]

本条は、県が、がんの予防及び早期発見の推進について必要な施策を講ずることについて定めたものである。

[解釈]

1 第1項では、食生活や喫煙、運動などを含む日常の生活習慣の積み重ねががんを発生させる大きな要因であることから、それらの生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響に関する普及啓発など、がんの予防に関する必要な施策を県が講ずることについて定めている。

法第12条では、「国及び地方公共団体は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活が健康に及ぼす影響に関する啓発及び知識の普及その他のがんの予防の推進のために必要な施策を講ずる」ことについて定めており、同趣旨の規定となっている。

2 第2項は、がんの早期発見に資するため、がん検診に携わる医療従事者に対する研修の機会の確保など、がん検診の質の向上等を図るために必要な施策を県が講ずること、がん検診の受診率の向上に資するため、がん検診に関する普及啓発などの必要な施策を県が講ずることについて定めている。

法第13条では、「国及び地方公共団体は、がんの早期発見に資するよう、がん検診の方法等の検討、がん検診の事業評価の実施、がん検診に携わる医療従事者に対する研修の機会の確保その他のがん検診の質の向上等を図るために必要な施策を講ずるとともに、県民のがん検診の受診率の向上に資するよう、がん検診に関する普及啓発その他の必要な施策を講ずる」ことについて定めており、同趣旨の規定となっている。ただし、本項においては、がん検診の質の向上等を図るために必要な施策の例示としては、がん検診に関する都道府県の役割を踏まえ、「医療従事者に対する研修の機会の確保」を掲げている。

[運用]

10か年戦略では、「予防」「早期発見」「医療」「緩和ケア」の4本柱で各施策に取り組むこととしている。このうち「予防」に関する施策が、第1項のがんの予防に関する施策であり、「早期発見」に関する施策が、第2項のがん検診の質の向上等を図るための施策やがん検診に関する普及啓発のための施策に当たる。

「予防」については、県民に身近で取り組みやすい予防対策として、がん発生の大きな要因といわれているたばこ対策について、禁煙支援の推進、未成年者に対する喫煙防止対策、受動喫煙の防止対策の3本柱で取り組むとともに、食生活の改善や運動の促進など、がん予防に向けた生活習慣の改善に重点的に取り組むこととしている。

また、「早期発見」については、がんの早期発見を目指し、県民一人ひとりががん検診を積極的に受診するための周知啓発や情報提供を行うとともに、人材育成などがん検診の基盤づくりを進めることとしている。

(がん医療に関する情報の収集及び提供)

第6条 県は、すべての県民が科学的見地に基づく適切ながん医療に関する情報を得られるよう、診療情報の収集及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、地域がん登録(がん患者のがんの罹患、転帰その他の状況に関する情報を収集し、分析するための制度)その他の必要な施策を講ずるものとする。

[趣旨]

本条は、県が、がん医療に関する情報の収集及び提供に関して必要な施策を講ずることについて定めたものである。

[解釈]

1 第1項では、すべての県民が科学的見地に基づく適切ながん医療に関する情報を得られるようにすることを目的に、がん医療に関して診療情報の収集及び提供などの必要な施策を県が講ずることについて定めている。

法第17条第1項前段では、「国及び地方公共団体は、がん医療に関する情報の収集及び提供を行う体制を整備するために必要な施策を講ずる」ことについて定めているが、本項においては、情報の収集・提供体制の整備のために必要な施策だけにとどまらず、すべての県民が科学的見地に基づく適切ながん医療に関する情報を得られるようにするための施策が求められている。

2 第2項では、がんの対策を検討し、推進するに当たっては、がんの実態把握が不可欠であることから、がん患者のがんの罹患、転帰その他の状況に関する情報を収集し、分析するための「地域がん登録」などの必要な施策を県が講ずることについて定めている。

法第17条第2項では、「国及び地方公共団体は、がん患者のがんの罹患、転帰その他の状況を把握し、分析するための取組を支援するために必要な施策を講ずる」ことについて定めているが、取組を支援するという規定となっている。本項においては、「地域がん登録」を具体的に例示したうえで、それらの必要な施策を県が講ずることを明確にしたものである。

3 「地域がん登録」とは、対象地域におけるがん患者のがんの罹患、転帰その他の状況に関する情報を収集し、分析するための制度のことをいう。

[運用]

がん登録には、各医療機関内のがんに関するデータを把握する「院内がん登録」と、こうした院内がん登録のデータを基に各都道府県内のがんのり患、転帰その他の状況を把握する「地域がん登録」がある。また、学会等が主体となって臓器別のがんに関するデータを収集する「臓器がん登録」がある。本条第2項で規定しているのは、このうちの「地域がん登録」である。ただし、地域がん登録における医療機関からの届出の精度を高めるためには、各医療機関での「院内がん登録」の整備が重要な役割を果たすことから、「地域がん登録」の推進と併せて、「院内がん登録」の実施の促進を図っていくことが求められるところである。

本県では、本条第2項の「地域がん登録」に当たる施策として、県内全体のがんの現状や傾向を把握することを目的に、県内の病院や診療所の協力を得て、各医療機関から登録票（がんの発生部位や診断方法、治療方法など）を届け出てもらうことにより県レベルでデータ収集し、得られたデータを分析・評価する「神奈川県悪性新生物登録事業」を昭和45年から実施している。

10か年戦略では、この「悪性新生物登録事業」の精度向上を図るとともに、蓄積されたデータを活用し、本県のがんの実態や地域特性などについて県民へ情報提供することや、がん登録に従事する人材を育成するための研修を実施することとしている。

なお、「地域がん登録」については、諸外国では、法律に基づき、全国で実施している国も少なくないが、我が国においては、法整備がなされていないため、医療機関からの協力が得られないことなどが実施上の課題となっている。このため、本条例において、「地域がん登録」の実施を明記することによって、国での「地域がん登録」の法制化につながることも期待されるところである。

(がん医療の水準の向上)

第7条 県は、がん患者がそのがんの状態に応じたがん医療を受けることができるよう、市町村及び専門的ながん医療を提供する医療機関その他の医療機関と連携し、及び協力して、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

- (1) 都道府県がん診療連携拠点病院の機能の強化及び整備
- (2) 地域がん診療連携拠点病院の機能の強化
- (3) がん診療連携拠点病院その他の医療機関等における連携協力体制の整備
- (4) 都道府県がん診療連携拠点病院と地域がん診療連携拠点病院との連携の強化
- (5) 放射線療法及び化学療法の推進並びに手術、放射線療法、化学療法その他のがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成

[趣旨]

本条は、県が、がん患者のがんの状態に応じたがん医療を受けることができるよう、がん医療の水準の向上に関する必要な施策を講ずるよう努めなければならない旨の努力義務を定めたものである。

[解釈]

- 1 本条においては、がん患者がそのがんの状態に応じたがん医療を受けることができるようにするために、市町村及び医療機関と連携・協力して、第1号から第5号に掲げる施策などの必要な施策を講ずるよう努めることが求められている。
第1号から第5号までに掲げる施策は、がん患者がそのがんの状態に応じたがん医療を受けることができるようにするために必要な施策の例示である。
- 2 第1号の「都道府県がん診療連携拠点病院」とは、「がん診療連携拠点病院の整備に関する指針」(平成20年3月1日 厚生労働省健康局長通知、以下「指針」という。)において、「当該都道府県におけるがん診療の質の向上及びがん診療の連携協力体制の構築に関し中心的な役割を担い、指針の都道府県がん診療連携拠点病院の指定要件を満たすものであって、都道府県知事が推薦する医療機関について、第三者によって構成される検討会の意見を踏まえ、厚生労働大臣が指定するもの」であり、指針では、都道府県がん診療連携拠点病院にあっては、原則、都道府県に1カ所整備するものとされている。本号では、県が講ずるよう努めるべき施策として、この都道府県におけるがん医療の中心的な役割を担う都道府県がん診療連携拠点病院について、その機能強化と整備を図ることを掲げている。
- 3 第2号の「地域がん診療連携拠点病院」とは、「指針の地域がん診療連携拠点病院の指定要件を満たすものであって、都道府県知事が推薦する医療機関について、第三者によって構成される検討会の意見を踏まえ、厚生労働大臣が指定するもの」であり、指針では、地域がん診療連携拠点病院にあっては、原則、2次医療圏(都道府県がん診療連携拠点病院が整備されている2次医療圏を除く。)に1カ所整備するものとされている。本号では、県が講ずるよう努めるべき施策として、これらの地域がん診療連携拠点病院の機能強化を掲げている。

- 4 第3号では、県が講ずるよう努めるべき施策として、がん診療連携拠点病院を含めた県内全体の医療機関等における連携協力体制の整備を掲げている。「がん診療連携拠点病院」とは、指針において「都道府県がん診療連携拠点病院及び地域がん診療連携拠点病院をいう」ものとされている。
- 5 第4号では、県が講ずるよう努めるべき施策として、がん診療連携拠点病院のうち、原則、都道府県に1カ所整備する「都道府県がん診療連携拠点病院」と、原則、2次医療圏に1カ所整備する「地域がん診療連携拠点病院」との間における連携の強化を掲げている。
- 6 第5号では、県が講ずるよう努めるべき施策として、放射線療法及び化学療法の推進と、手術、放射線療法、化学療法その他のがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成を掲げている。

法第14条では、「国及び地方公共団体は、手術、放射線療法、化学療法その他のがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成を図るために必要な施策を講ずる」ことについて定めており、本号の後段部分は、法第14条とほぼ同趣旨である。

[運用]

本条では、がん患者がそのがんの状態に応じたがん医療を受けることができるようにするための必要な施策を講ずるよう努めることが求められているが、10か年戦略においては、「医療」に関しては、誰もが住み慣れた地域で質の高いがん医療を受けられる体制づくりを進めるため、県立がんセンターの総合整備と、地域がん医療のネットワークづくりを二つの大きな施策として推進することとしている。

このうち、本県の都道府県がん診療連携拠点病院である県立がんセンターについては、総合整備により機能充実を図るとともに、重粒子線治療装置の導入を進めることとしている。

一方、地域がん医療のネットワークづくりに関しては、がん診療連携拠点病院を中心としたネットワークを形成するため、都道府県がん診療連携拠点病院・地域がん診療連携拠点病院の機能充実を図るとともに、地域でがん診療を行う病院や診療所と地域がん診療連携拠点病院とのネットワークづくりや、都道府県がん診療連携拠点病院と地域がん診療連携拠点病院との連携強化を図ることとしている。

また、がん診療連携拠点病院においては、地域におけるがん医療の中核として、放射線療法や化学療法の推進などに取り組むこととしている。

なお、10か年戦略では、住み慣れた地域で質の高いがん医療を受けられる体制を整備するため、がん診療連携拠点病院を12カ所整備することとしているが、平成20年2月現在、12カ所のがん診療連携拠点病院が指定されており、また、県全体のがん医療のネットワーク強化を目的に、平成19年6月11日に、これらの拠点病院で構成される「神奈川県がん診療連携協議会」が設置されたところである。

(研究の推進)

第 8 条 県は、がんの本態解明、革新的ながんの予防、診断及び治療に関する方法の開発その他の先進的な医療の導入に向けた研究が促進され、並びにその成果が活用されるよう必要な施策を推進するものとする。

[趣旨]

本条は、県が、がんに関する研究の推進のために必要な施策を推進することについて定めたものである。

[解釈]

本条では、がんの本態解明、革新的ながん予防、診断及び治療に関する方法の開発などの先進的な医療の導入に向けた研究の促進や、その成果が活用されるようにするために、県が必要な施策を推進することについて定めている。

法第18条第1項では、「国及び地方公共団体は、がんの本態解明、革新的ながんの予防、診断及び治療に関する方法の開発その他のがんの罹患率及びがんによる死亡率の低下に資する事項についての研究が促進され、並びにその成果が活用されるよう必要な施策を講ずる」ことについて定めており、ほぼ同趣旨の規定となっている。

[運用]

がんに関する研究の推進のための施策としては、現在、神奈川県立がんセンター臨床研究所による研究のほか、10か年戦略における重点的な取組みの一つとして、「神奈川がん臨床研究・情報機構」における産学公による共同研究が進められている。

「神奈川がん臨床研究・情報機構」とは、「がんのオーダーメイド治療」の実現に向けてトランスレーショナル・リサーチを推進するための産学公共同によるがん臨床研究・情報発信のためのしくみとして、平成18年5月25日に、県立がんセンター臨床研究所を中心に、県内の大学病院、独立行政法人理化学研究所、県内医薬品関連会社等により設立された組織である。この機構においては、「がん臨床研究事業」として、患者の同意を得て、がん組織、正常組織を収集し、県立がんセンター臨床研究所に設置する「腫瘍組織センター」で管理し、この機構に参加する団体がそのがん組織等を活用して、「がんのオーダーメイド治療」の実現に向け、産学公の連携によるがんの臨床研究を進めている。

(緩和ケアの推進)

第9条 県は、がん患者の身体的な苦痛並びに精神的及び社会的な不安の軽減等を目的とする医療、看護その他の行為（以下この条において「緩和ケア」という。）の充実を図るため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

- (1) 緩和ケア病棟の整備の促進
- (2) 緩和ケアに関する専門的な知識及び技能を有する医療従事者の育成
- (3) がん患者の状況に応じた治療の初期段階からの緩和ケアの推進
- (4) 居宅で緩和ケアを受けることができる体制の整備の支援

[趣旨]

本条は、県が、緩和ケアの充実を図るため、緩和ケアの推進に関する必要な施策を講ずるよう努めなければならない旨の努力義務を定めたものである。

[解釈]

- 1 本条においては、緩和ケアの充実を図ることを目的に、本条の第1号から第4号に掲げる施策などの必要な施策を講ずるよう努めることが求められている。「緩和ケア」とは、本条では、がん患者の身体的な苦痛並びに精神的及び社会的な不安の軽減等を目的とする医療、看護その他の行為を指している。
また、第1号から第4号に掲げられた施策は、緩和ケアの充実を図るため、必要な施策の例示である。
- 2 第1号の「緩和ケア病棟」とは、がん患者の身体的な苦痛並びに精神的及び社会的な不安の軽減等を目的とする医療、看護その他の行為を行うことを目的として設置されている病棟のことであり、主として、診療報酬上、国が定めた体制や設備などの基準（緩和ケア病棟設置基準）を満たし、「緩和ケア病棟入院料」の算定の認可を受けた病院などが該当するものと考えられる。本号においては、緩和ケアの充実を図るため、県が講ずるよう努めるべき施策として、この緩和ケア病棟の整備を掲げている。
- 3 第2号においては、緩和ケアの充実を図るため、県が講ずるよう努めるべき施策として、緩和ケアに関する専門的な知識及び技能を有する医療従事者の育成を掲げている。
なお、法第16条においては、本条のように、「がん患者の身体的な苦痛並びに精神的及び社会的な不安の軽減等を目的とする医療、看護その他の行為の充実を図るため」という表現は用いていないが、国及び地方公共団体は、がん患者の療養生活の質の維持向上のために必要な施策を講ずるものとするとしており、その施策の例示として、「医療従事者に対するがん患者の療養生活の質の維持向上に関する研修の機会を確保すること」を規定している。
- 4 第3号においては、緩和ケアの充実を図るため、県が講ずるよう努めるべき施策として、がん患者の状況に応じた治療の初期段階からの緩和ケアの推進を掲げている。これは、がん患者の身体的な苦痛を緩和したり、精神的・社会的な不安等を軽減するための医療や看護等の行為、すなわち、いわゆる「緩和ケア」が、これまでは終末期において初めて提供されることが多かったことに対して、治療の初期の段階から、適切な緩和ケアが提供され

る必要性が指摘されてきたことを踏まえたものである。

なお、法第16条においては、がん患者の療養生活の質の維持向上のために必要な施策の例示として、「がん患者の状況に応じて疼痛等の緩和を目的とする医療が早期から適切に行われるようにすること」が規定されている。

- 5 第4号においては、緩和ケアの充実を図るため、県が講ずるよう努めるべき施策として、居宅で緩和ケアを受けることができる体制の整備の支援を掲げている。

なお、法第16条においては、がん患者の療養生活の質の維持向上のために必要な施策の例示として、「居宅においてがん患者に対しがん医療を提供するための連携協力体制を確保すること」が規定されている。

[運用]

本条では、緩和ケアの充実を図るための必要な施策を講ずるよう努めることが求められているが、10か年戦略においては、「緩和ケア」に関しては、「治療の初期段階からの緩和ケアの推進」と「地域でのターミナルケア体制の充実」という施策を進めることとしている。

「治療の初期段階からの緩和ケアの推進」については、神奈川県がん診療連携協議会やがん診療連携拠点病院を中心とした人材育成などによる緩和ケア医療の推進を図るとともに、在宅医療の充実強化など、退院後の医療支援体制の整備を進めるなどの施策に取り組むこととしている。

また、「地域でのターミナルケア体制の充実」については、二次保健医療圏に1施設以上の緩和ケア病棟の整備や、ターミナルケアの人材の育成、ターミナルケア医療連携ネットワーク（在宅緩和ケア）の整備などを推進することとしている。

(患者等の支援)

第10条 県は、がん患者の療養生活の質の維持向上並びに精神的及び社会的な不安その他の負担の軽減に資するために、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

- (1) がん患者及びその家族または遺族に対する相談体制等の充実
- (2) がん患者及びその家族等で構成される民間団体その他の関係団体が行うがん患者の療養生活及びその家族に対する活動の支援

[趣旨]

本条は、県が、がん患者の療養生活の質の維持向上並びに精神的及び社会的な不安その他の負担の軽減に資するために、患者等の支援に関する必要な施策を講ずるよう努めなければならない旨の努力義務を定めたものである。

[解釈]

- 1 本条においては、がん患者の療養生活の質の維持向上と、精神的及び社会的な不安をはじめとするがん患者の負担の軽減に資することを目的に、本条第1号及び第2号に掲げる施策などの必要な施策を講ずるよう努めることが求められている。
第1号及び第2号に掲げる施策は、患者等の支援のための必要な施策の例示である。
- 2 第1号においては、県が講ずるよう努めるべき施策として、がん患者及びその家族または遺族に対する相談体制の充実等を掲げている。「がん患者及びその家族または遺族に対する相談体制」とは、がん患者やその家族、あるいは患者の遺族に対し、がん診療に関する医療情報の提供、地域の医療機関や医療従事者の紹介、患者の療養上の相談等の精神面や社会面も含めた相談に対応する体制をいう。
- 3 第2号においては、県が講ずるよう努めるべき施策として、がん患者及びその家族等で構成される民間団体その他の関係団体が行うがん患者の療養生活及びその家族に対する活動の支援を掲げている。「がん患者及びその家族等で構成される民間団体その他の関係団体」とは、がん患者やその家族からなる、いわゆる「がん患者団体」や、がん患者団体を支援する団体、患者やその家族等に対する支援活動を行っている医療関係者等からなる団体などである。

[運用]

「がん患者及びその家族または遺族に対する相談体制等の充実」などの患者等の支援に関しては、現在、がん診療連携拠点病院に「相談支援センター」が設置され、看護師やメディカルソーシャルワーカーなどががんに関する様々な相談に応じているが、10か年戦略では、がん診療連携拠点病院における相談支援機能の強化を図るなど、がん相談体制の整備を図るため、がん相談人材の育成を図ることとしている。

また、地域におけるがん患者支援のしくみづくりとして、地域の医療機関、関係団体などが一体となって、患者、家族への支援やこれを支えるボランティアのあり方や相談手法、情報提供のしくみづくりなどを検討することとしている。

なお、「相談体制等の充実」としては、がん診療連携拠点病院における相談内容の充実を図ることや、相談業務に従事する人材の育成を図ること、相談窓口の拡充などにより、がん患者等が相談を受けられる体制を充実、強化、拡充していくことなどが想定される。また、がん経験者が相談員となり、自らの体験を生かしたアドバイスをする「ピアカウンセリング相談」なども、取組の一つとして考えられる。

さらに、患者等の支援のための必要な施策としては、重粒子線治療などの先端医療が受けられるようにするため、高額医療費の患者負担の助成措置の施策なども考えられる。

(県民運動)

第11条 県は、保健医療関係者、がん患者及びその家族等で構成される民間団体その他の関係団体と連携し、県民を対象とするがんの予防及び早期発見を推進する活動を支援するものとする。

[趣旨]

本条は、がん対策に関し、県民運動としての推進について定めたものである。

[解釈]

本条では、県は、保健医療関係者、がん患者及びその家族等で構成される民間団体その他の関係団体と連携し、それらの関係団体が行う県民を対象とするがんの予防及び早期発見を推進する活動に対して支援をすることについて定めている。

[運用]

第3条の運用において記述したとおり、10か年戦略の推進に当たっては、既に、県民、企業、学校、行政が一体となって10か年戦略を円滑に推進するために、市町村、医療機関、検診機関、健康関連団体、事業者、健康保険組合などから構成される「神奈川がん克服県民会議」を設置し、がん予防や早期発見などの取組みを県民運動として進めているところである。

また、がん患者及びその家族等で構成される民間団体とがん患者とその家族の支援を中心とした諸課題について検討する場として、「神奈川県がん対策懇話会」を開催することとしており、そのような機会を活用して、がん患者団体等との連携体制の構築や団体の活動に対する支援を進めることとしている。

附 則

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

[趣旨]

本項は、条例の施行期日を定めたものである。

[解釈]

本項は、本条例が平成20年4月1日から施行されることを規定したものである。

2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

[趣旨]

本項は、知事は、本条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、本条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることについて、定めたものである。

[解釈]

条例の内容が県民生活に直接影響を与える場合などは、社会情勢の変化などを踏まえ、条例の内容が適切か、条例の目的が達成されているかなどの観点から、条例の施行の状況について検討を加え、定期的に見直しを行うことが適当であることから、条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、必要な見直しを義務付ける規定を設けたものである。